

議案第 82 号

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 15 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年杉並区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 35 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|--|
| <p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を</p> | <p>(特定教育・保育の内容)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育を適切に提供しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を</p> |

適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条

適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条

第2項中「認定こども園又は幼稚園」
とあるのは「特別利用教育を提供して
いるもの」と、「第19条第1号」と
あるのは「第19条第2号」と、「利
用している同号」とあるのは「利用し
ている同条第1号又は第2号」と、
「の同号」とあるのは「の同条第1
号」と、第13条第2項中「第27条
第3項第1号に掲げる額」とあるのは
「第28条第2項第3号の内閣総理大
臣が定める基準により算定した費用の
額」と、同条第4項第3号イ（ア）中
「教育・保育給付認定子ども」とある
のは「教育・保育給付認定子ども及び
特別利用教育を受ける同条第2号に掲
げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」と、同号イ
（イ）中「教育・保育給付認定子ど
も」とあるのは「教育・保育給付認定
子ども（特別利用教育を受ける者を除
く。）」と読み替えるものとする。

第2項中 _____
_____ 「第19条第1号」と
あるのは「第19条第2号」と、「利
用している同号」とあるのは「利用し
ている同条第1号又は第2号」と、
「の同号」とあるのは「の同条第1
号」と、第13条第2項中「第27条
第3項第1号に掲げる額」とあるのは
「第28条第2項第3号の内閣総理大
臣が定める基準により算定した費用の
額」と、同条第4項第3号イ（ア）中
「教育・保育給付認定子ども」とある
のは「教育・保育給付認定子ども及び
特別利用教育を受ける同条第2号に掲
げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」と、同号イ
（イ）中「教育・保育給付認定子ど
も」とあるのは「教育・保育給付認定
子ども（特別利用教育を受ける者を除
く。）」と読み替えるものとする。